

けいゆう病院共同利用制度の概要

1 目的

けいゆう病院の施設又は医療設備を、西部医療圏と近隣地区の医療従事者の診療、研究、研修を目的とした利用のために開放し、地域の医療機関との連携の推進及び地域の医療従事者との相互研鑽を図ることを目的とします。

2 共同利用制度の内容

共同利用制度は、次の4種類です

	内 容	利用対象者	共同利用の対象となる施設・設備
紹介患者診療型共同利用	地域の医療機関から紹介された当院に入院中の患者様の診療について、かかりつけの先生方と当院主治医とが共同して、随時、当該患者様の検査、処置又は指導を行うための利用をいいます。	利用について事前に申請された医療機関の登録医	共同利用病床として内科系と外科系あわせて2床確保しております。
医療器械利用型共同利用	地域の医療機関から検査目的で紹介された患者様の検査について、かかりつけの先生方と当院主治医とが共同して当院の医療機器を利用し検査を行うための利用をいいます。	同 上	<ul style="list-style-type: none"> ・ コンピュータ断層撮影装置 ・ 磁気共鳴コンピュータ断層装置 ・ デジタルエックス線テレビ装置 ・ 心臓超音波装置 ・ ホルター心電図装置
研究部門利用型共同利用	当院の研究部門の機能を地域の医療従事者に開放し、その研究活動を支援するための利用をいいます。	上記の医師の他保険薬局の薬剤師等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 図書室 ・ 研究室 ・ 地域医療連携室(分室)
研修会等の参加型共同利用	病院が行う研修研究活動を地域の医療従事者に開放し、相互研鑽を図るための利用をいいます。	地域の医師、看護師その他の医療従事者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 講義室(大会議室)

3 事前申請

共同利用制度の利用にあたっては、研修会等参加型を除き当院に事前の利用申請の登録手続きをしていただきます。申請をされた医療機関及び保険薬局の方は、登録医療機関、保険薬局として登録させていただきます。

4 登録医療機関証の発行

ご登録いただいた医療機関、保険薬局には登録医療機関証と登録医証を発行いたします。

5 共同利用制度をご利用される際は、病診連携室で受付をしていただき、院内での身分証明書となりますので、登録医証を着装してください。

※ 登録に伴う会費、手数料等の費用負担はありません。